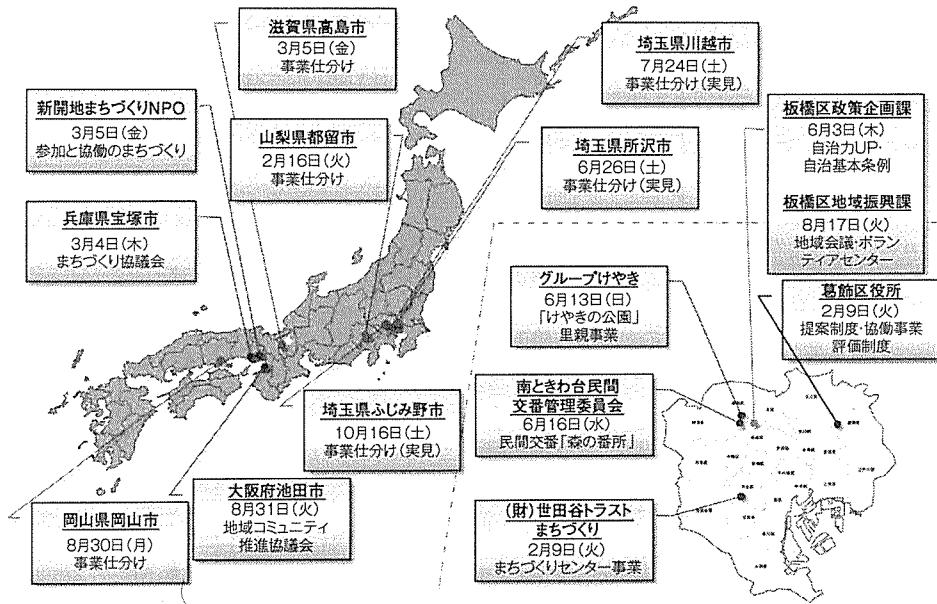


付属資料

- I 視察・ヒアリング報告
- II 第2分科会活動経過
- III 第2分科会研究員名簿

I 観察・ヒアリング報告

地域デザインフォーラム第5期 第2分科会 観察状況



■地域デザインフォーラム第2分科会 観察先一覧（住民主導関係）

No.	日時	場所	事業	概要・ポイント	出席者
1	2月9日(火) 10時～	葛飾区役所 地域振興課	提案制度・協働事業評価制度	区民との協働の仕組みの一つとして、23区内で最も早く「市民活動団体協働事業提案制度」及び協働事業の評価を開始した区の一つであり、その実施状況について担当者から説明を伺った。	大東大：中村、浅野、大杉 板橋区：大澤、宮津、村山、柏田
2	2月9日(火) 14時半～	(財)世田谷トラスト まちづくり トラストまちづくり課	まちづくりセンター事業	財世田谷トラストまちづくりは、区民・企業・行政が互いに触発し学び合い、協働して進めるパートナーシップ型まちづくりの推進を目的に、平成18年4月1日につくられた団体。財政的支援を行う「公益信託世田谷まちづくりファンド」と連携をとって、区民のまちづくり活動に対して、技術面やコーディネートの面でサポートを実施。地域における協働の成功事例を学ぶことを目的に観察を行った。	大東大：中村、浅野、大杉 板橋区：大澤、宮津、村山、柏田
3	3月4日(木) 13時半～	兵庫県宝塚市役所 市民協働推進課・ 中山台コミュニティ	まちづくり協議会	宝塚市においては、概ね小学校単位で、自治会を中心、民生・児童委員・PTAなどにより構成される、20のまちづくり協議会を設置している。コミュニティの育成、協働の推進が成功している要因について観察を行った。	大東大：中村、浅野、大杉 板橋区：大澤、宮津、村山、柏田
4	3月5日(金) 10時半～	兵庫県神戸市新開地 まちづくりNPO	参加と協働のまちづくり	NPOが地元と行政との意思疎通のパイプ役として、クウンマネージメント機能を果たし、「こわくて汚いまち」になってしまったかつての「西の西草」を明るいまちに再生させた、成功事例について観察を行った。	大東大：中村、浅野、大杉 板橋区：大澤、宮津、村山、柏田
5	6月3日(木) 18時半～	板橋区政策企画課	自治力UP、自治 基本条例	板橋区における、自治基本条例、自治力UP、行政評価の実施状況や今後の予定についてヒアリングを行った。	大東大：東田、浅野 板橋区：大澤、宮津、村山、柏田
6	6月13日(日) 8時～	グループけやき	前野町の区立「けやきの公園」の里親事業	板橋区前野町一丁目の公園新設にあたりワークショップを行っていたメンバーを中心に結成されたボランティア団体「グループけやき」の、「地域がつくる公園制度（旧：公園の里親制度）」に基づく活動内容を実地調査し、10年間活動が続いている成功要因等について学んだ。	大東大：大杉 板橋区：大澤、宮津、村山、柏田
7	6月16日(水) 14時～	南ときわ台民間交番 管理運営委員会	民間交番 「森の番所」	民間交番「森の番所」は、ときわ台駅周辺における防犯・防災活動を進め、地域住民の安全・安心に寄与することを目的として、町会・商店会・PTA等の有志により結成された運営委員会が管理運営している。「森の番所」の活動内容等について説明を受け、地域住民による防犯及び地域活性化の成功事由について学んだ。	大東大：浅野、大杉 板橋区：大澤、宮津、村山、柏田
8	8月17日(火) 17時～	板橋区地域振興課	地域会議、ボランティアセンター	板橋区における、住民との協働について現状を調べるために、地域会議の設立経緯・進捗状況・今後の予定等、いたばし総合ボランティアセンターの取り組み・実績等についてヒアリングを行った。	大東大：東田、中村、浅野、大杉 板橋区：大澤、宮津、村山、柏田
9	8月31日(火) 10時～	大阪府池田市政策推進課	地域コミュニティ推進協議会	地域分権について先進的な取組みを行っている池田市を視察し、「地域コミュニティ推進協議会」の「予算提案制度」等について学び、板橋区の地域会議を効果的に立ち上げ、運営するための参考とした。	大東大：中村、浅野、大杉 板橋区：大澤、宮津、村山

地域デザインフォーラム視察報告（葛飾区）

日 時：2010年2月9日（火）10：00～12：00

会 場：葛飾区役所 会議室

説明者：（葛飾区）

前田正憲地域振興課長 松本重人地域振興課市民活動

推進担当係長 黒澤幸恵地域振興課市民活動推進担当

出席者：（大東文化大学）

中村昭雄政治学科教授 浅野美代子法律学科教授

大杉由香環境創造学科准教授

（板橋区）

大澤宣仁東清掃事務所長 宮津毅再開発課係長

村山寛子生きがい推進課係長 柏田真健康推進課主任主事

視察目的：区民との協働の仕組みの一つとして、23区内で最も早く「市民活動団体協働事業提案制度」及び協働事業の評価を開始した区の一つであり、その実施状況について担当者から説明を伺う。

1 「市民活動団体協働事業提案制度」を導入することになった経緯

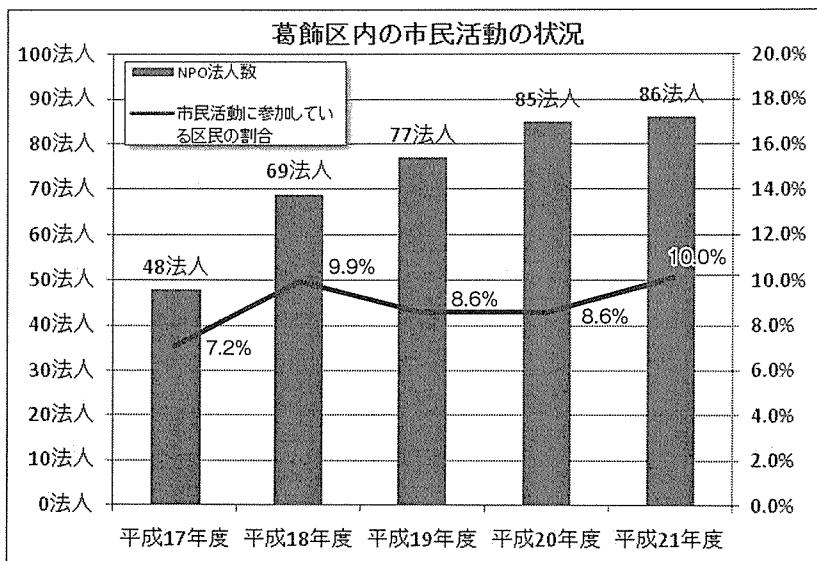
葛飾区では、平成14年に新たな公共経営を目指した「第二次葛飾区経営改革宣言」において、「公共サービスは、全て区が担うべきであるという考え方を改め、地域の実情に応じて、公的分野をコミュニティ、NPO、民間企業等との間で適切に役割分担する仕組みを追及していく（公私協働の仕組みの構築）。これにより、地域社会における多様な主体間の協働を生み出し、本来の地域社会を区民自らが考え、行動する区民参画を促進していく」ことを掲げた。

その後、企画・財政サイドが主導し、地縁型団体（自治会・町内会・民生委員等）や民間事業者、NPO団体など様々な主体との協働を推進していくこととし、平成16年4月に地域振興課内に市民活動推進担当を設置、平成17年から、「市民活動団体（NPO）との協働事業提案制度」を開始した。

また、平成18年度から市民活動支援の中核機能を担う「市民活動支援センター」を葛飾区勤労福祉会館内に設置し、市民活動を行いたいと考えている個人や団体に対し、情報や場の提供を行っている。なお、施設管理及び事業運営は指定管理者制度を活用し、NPO法人ワーカーズコープに委託している。

2 葛飾区内の市民活動の現状

葛飾区内におけるNPO法人の数は、平成21年12月現在86法人（都認証76法人・内閣府認証10法人）となっている。ボランティア団体は、85団体（NPO法人との重複あり）ある。また、市民活動に参加している区民の割合は、10%未満で推移している。



今後、平成 24 年度までに、NPO 法人数は 100 団体、市民活動に参加している区民の割合を 11.5% にすることを目標としている。

3 「市民活動団体（NPO）との協働事業提案制度」について

（1）制度概要

①目的

平成 17 年度より、地域の課題を市民活動団体（NPO）と葛飾区とが協働して解決していくことを目的に、「市民活動団体（NPO）との協働事業提案制度」を開始した。

②提案できる事業の条件

提案できる事業として、「市民活動団体（NPO）の自由な発想による事業（以下「自由提案事業」）」と「区から課題を提起する事業（以下「課題提起事業」）」の二つの提案区分がある。いずれも、下記を満たす事業が提案条件となっている。1 事業あたりの上限額はない。

- ・ 区と協働する内容であり、役割分担が明確になっていること
- ・ 「区から課題を提起する事業」については別に定める事業の提案であること（区所管課からの提案により、年度によって変更する。平成 21 年度は 1 件となっており、所管課からの提案が少ないのが現状。）
- ・ 「自由提案事業」については 1 年度内に、「課題提起事業」について、別に定める実施期間内に実施し、一定の成果が期待できるものであること（原則、単年度での契約であり、成果を求める。2 年目以降は、所管課の判断により、継続するか、完了するかを決定する。実績としては 7～8 割が継続事業となっている。）
- ・ 提案団体と区が協働したことのない事業であること（2 年目以降、所管課の判断で完了した事業について、繰り返し提案することは不可としている。）

③事業を提案できる団体の条件

特定非営利活動法人であること、もしくは、特定非営利活動法人の認定を受けられる条件を満たす団体としている。

④審査会の構成

学識経験者3人以内、公募区民5人以内（1回のみ就任が可能。選考方法は、区管理職の面接のみ）、区職員3人（政策経営部長・総務部長・地域振興部長）で構成。

⑤審査等スケジュール

■市民活動団体（NPO）との協働事業提案制度スケジュール

日程	内容
4月上旬	事業実施の周知。 広報掲載。公募区民の募集や団体向け説明会を実施。
5月中旬～末	事業提案の募集期間 添付資料・記載漏れ等のチェック。 所管課探し→所管課から事情説明書を提出
6月中旬	第1回審査会 提案の書類審査・形式的審査
7月上旬	第1次審査（公開） 提案団体よりプレゼン、審査会審査を行う。1団体15分程度。
7月～8月中旬	所管課との詳細協議 第1次審査を通過した提案団体は、提案事業の所管課と事業化に向けた詳細にわたる協議を行う。2～3回実施。
9月上旬	第2次審査（公開）→結果公表 所管課との詳細協議で変更等あった部分を中心に再度プレゼン、審査会審査を行い選定。所管課担当者も同席する。
10月	翌年度予算要求
2月	事業実施の決定

翌年度4月～	協働事業の実施
年度末	事業の評価

⑥協働事業の評価

事業成果・協働の妥当性を評価し、改善に向けた取り組みに役立てることを目的としている。事業開始前に、所管課と団体で「事前確認シート」を作成し、目標を設定。事後に、所管課・団体それぞれが自己評価シートを作成。第三者による評価は現在まだ実施していない。評価結果は点数化し原則公開する。

(2) 職員体制・予算状況

職員の実施体制としては、担当係長と係員の計2名（地域振興課職員総数は80名）で実施。業務内容としては、提案事業に対する審査や審査会準備等を行うが、所管課と市民活動団体（NPO）との「仲介業務」がメインの業務となっている。

平成21年度市民活動団体協働に関する事業経費予算額は、6,168千円（表参照）。自由提案事業に関しては、地域振興課で一括して予算要求を行い、年度初めに所管課へ執行委任し、課題提起事業に関しては、所管課で予算要求を行う。

■平成21年度市民活動団体協働事業経費

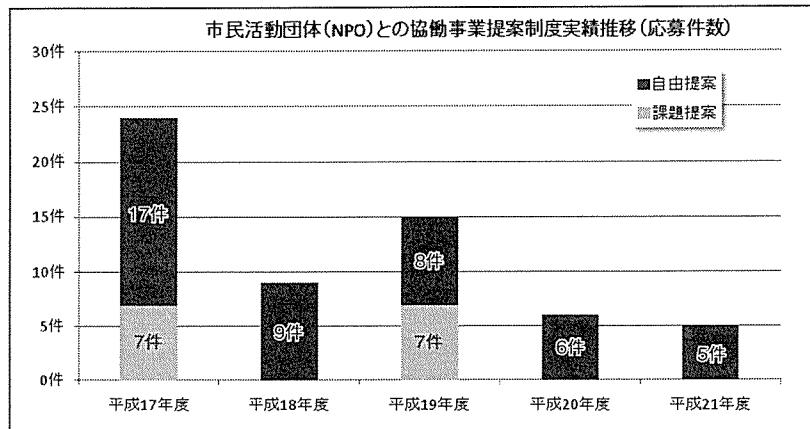
項目	予算額（千円）	備考
提案制度審査会経費	301	審査員謝礼等
提案制度協働事業経費	5,116	提案事業委託料（4件）
地域づくりネット運営経費	751	ネット運営経費委託料
計	6,168	

(3) 事業実績

事業開始当初は、数多くの提案申請があったものの、最近は減少傾向となっている。これは、提案団体の固定化、団体が既存事業で手一杯の状況にあるためと思われる。

■市民活動団体（NPO）との協働事業提案制度実績推移（応募件数）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
課題提案	7件	0件	7件	0件	0件
自由提案	17件	9件	8件	6件	5件
計	24件	9件	15件	6件	5件



(4) 今後の課題と展望

○提案件数の減少

提案団体の固定化、団体が既存事業で手一杯の状況にあるためと思われる。今後、さらに周知活動を進めていく必要がある。

○制度のスキームについて

・手続きの簡素化

書式の工夫やプレゼンの簡素化の必要性を検討する。

・審査会の充実

区所管課の意見を反映されやすくする方法や公募審査会区民の選定方法等に改善の余地がある。

・事業実施までの時間短縮

予算編成等の関係上、事業実施が翌年度となるため、緊急を要する事業に対応できない状況となっている。

・評価制度の充実

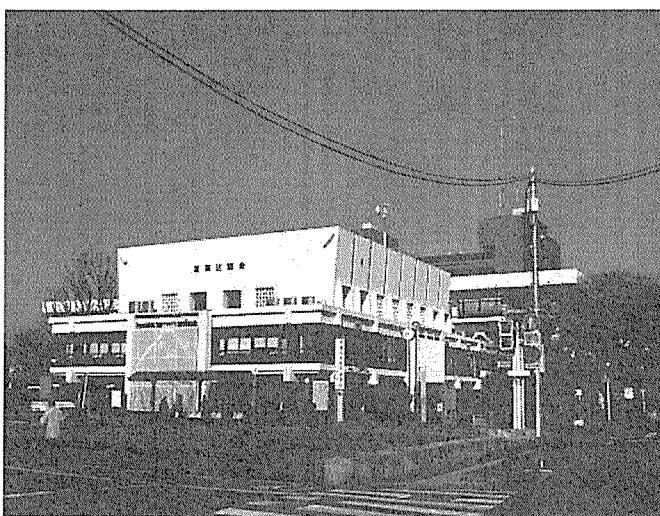
自己評価のみの実施となっており、楽観的な評価が散見される。他者評価については、今後の課題。

○区側の意識の変革

区職員への協働の理念を一層浸透させる必要性、課題提起事業の設定促進等が必要。

○市民活動支援センターとボランティア総合センターとの業務の切り分け

制度と直接関係はないものの、2センターの業務整理の必要性があると考える。



▲葛飾区役所外観



▲ 観察風景